

不在者投票制度が一部改正されました

不在者投票制度は、選挙期日に投票所で投票できない事由（例：仕事や旅行等の用務、疾病等による歩行困難など）がある場合、選挙期日以前に投票できる制度ですが、今回下記のとおり改正されました。

●不在者投票の受付期間の変更

（改正前）選挙期日の公示（告示）日から選挙期日の前日まで

（改正後）選挙期日の公示（告示）日の翌日から選挙期日の前日まで

※受付時間 午前8時30分～午後8時

（参 考）選挙期日当日の本町の投票時間 午前7時～午後7時

●期日前投票制度の創設による変更

不在者投票制度のなかで『選挙権がある町の選管が設置する場所における不在者投票』は、『期日前投票』へ移行します。

（不在者投票との違い）

投票用紙を封筒に入れて署名するといった従来の手続が不要となりました。

なお期日前投票の受付期間、選挙期日に投票できない事由及び受付での宣誓書の作成などは、不在者投票と同じです。

病院等の指定施設、町外の選管が設置する場所でおこなえる不在者投票及び郵便等による不在者投票は、従来どおりです。



●郵便等による不在者投票の改正

郵便等投票は、法律で定められた条件を満たす重度の歩行困難な身体障害者が、本人の意志に基づき郵便等を利用して、投票日前に自宅等で投票できる制度です。

対象者は、これまで重度の歩行困難な障害等級である手帳交付者が条件でしたが今回、介護保険上の要介護5である方にも拡大されました。また、対象者のなかで上肢または視覚にも重度の障害等級がある方には代理記載制度も創設されました。

なお、詳細な条件、投票の手続及び投票を請求できる期限など、注意点がありますので、詳しくは町選挙管理委員会まで事前にお問い合わせください。